

平成28年2月23日

答申第678号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成20年度決算において貸借対照表の受信料未収金および「収納が確実でないとして受信料収入として計上しなかった額」の合計額と、「消費税申告書で貸倒控除を受けた平成20年度の債権金額」との間に「異常な差額が発生した内容が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱い
は妥当である。

4 審議の経過

平成28年2月23日（第234回審議委員会）

第693号諮問、審議、答申